

上勝町地域防災計画

(震災対策編・大規模事故等災害対策編)

目次

震災対策編	1
第1章 総則	1
第1節 計画の性格.....	1
第2節 被害想定.....	1
第1 徳島県域における地震等.....	1
第2 南海トラフ巨大地震に係る被害想定等.....	4
第3節 地震対策行動計画の推進.....	9
第2章 災害予防	10
第1節 建築物の耐震化.....	10
第1 方針	10
第2 内容	10
第2節 土砂災害等予防対策.....	11
第1 方針.....	11
第2 内容.....	11
第3節 水道施設の整備.....	15
第1 方針	15
第2 内容	15
第4節 避難対策の充実.....	16
第1 方針	16
第2 内容	16
第5節 火災予防対策.....	17
第1 方針	17
第2 内容	17
第6節 自治体業務継続計画（BCP）の策定・運用.....	19
第1 方針	19
第2 内容	19
第7節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	19
第1 方針	19
第2 内容	20
第8節 地震災害に関する調査研究.....	21
第1 方針	21
第2 内容	21

第3章 災害応急対策	22
第1節 震災活動体制計画.....	22
第1 災害対策本部体制.....	22
第2 職員の配備体制.....	29
第3 動員計画	30
第4 初動体制のフロー.....	32
第2節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応.....	33
第1 方針	33
第2 内容	33
第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応.....	36
第1 方針	36
第2 内容	36
大規模事故等災害対策編	38
第1部 道路災害対策計画	38
第1章 災害予防	38
第1節 道路交通の安全のための情報の充実.....	38
第1 気象に関する情報等の伝達.....	38
第2 道路の交通の安全のための情報の提供.....	38
第2節 道路施設等の整備.....	39
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	39
第1 情報の収集・連絡関係.....	39
第2 災害応急体制の整備関係.....	39
第3 救助・救急、医療及び消火活動関係.....	39
第4 緊急輸送活動関係.....	40
第5 危険物等の流出時における防除活動関係.....	40
第6 関係者等への的確な情報伝達活動関係.....	40
第7 防災機関の防災訓練の実施.....	40
第8 施設、設備の応急復旧関係.....	40
第9 災害復旧への備え.....	41
第4節 防災知識の普及.....	41
第5節 再発防止対策の実施.....	41
第2章 災害応急対策	41
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	41
第1 災害情報の収集・連絡.....	41
第2節 活動体制の確立.....	42
第1 活動体制	42

第 2	広域的な応援体制.....	42
第 3	自衛隊の災害派遣.....	42
第 3 節	救助・救急、医療及び消火活動.....	42
第 1	救助・救急活動.....	43
第 2	医療救護活動.....	43
第 3	消火活動	43
第 4 節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	43
第 1	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	43
第 2	交通の確保.....	43
第 5 節	危険物等の流出に対する応急対策.....	44
第 6 節	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動.....	44
第 7 節	関係者等への的確な情報伝達活動.....	44
第 1	住民等への的確な情報の伝達.....	44
第 2	関係者等からの問い合わせに対する対応.....	44
第 3 章	災害復旧	45
第 1 節	道路管理者の行う災害復旧.....	45
第 2 部	林野火災対策計画	45
第 1 章	災害予防	45
第 1 節	林野火災に強い地域づくり.....	45
第 2 節	林野火災防止のための情報の充実.....	45
第 3 節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	46
第 1	情報の収集・連絡関係	46
第 2	災害応急体制の整備関係	46
第 3	救助・救急、医療及び消火活動関係	46
第 4	緊急輸送活動関係	47
第 5	施設、設備の応急復旧活動関係	47
第 6	被災者等への的確な情報伝達活動関係	47
第 7	防災機関等の防災訓練の実施	47
第 4 節	防災知識の普及等.....	47
第 2 章	災害応急対策.....	47
第 1 節	発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保.....	47
第 1	災害情報の収集・連絡	47
第 2 節	活動体制の確立.....	48
第 1	県及び市町村の活動体制	48
第 2	広域的な応援体制	48
第 3	自衛隊災害派遣要請計画	48

第3節	消火活動	49
第1節	消火活動	49
第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	49
第5節	施設、設備の応急復旧活動	49
第6節	被害者等への的確な情報伝達活動	49
第1節	被災者への情報伝達活動	49
第2節	住民等への的確な情報の伝達	50
第3節	住民等からの問い合わせに対する対応	50
第7節	二次災害の防止活動	50
第3章	災害復旧	50
第3部	原子力災害対策計画	51
第1章	事前対策	51
第1節	県外からの避難者の受け入れ体制の整備	51
第1節	避難所の確保	51
第2節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	51
第1節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	51
第2節	相談窓口の設置	51
第3節	要配慮者等への情報伝達体制の整備	51
第4節	原子力災害に関する住民等に対する知識の普及と啓発	51
第2章	緊急事態応急対策	52
第1節	住民等への的確な情報伝達活動	52
第2節	風評被害等の影響の軽減	52

震災対策編

第1章 総則

第1節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「上勝町地域防災計画」のうち、南海トラフ地震に係る防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第6条第1項で規定する事項も合わせて定めた上勝町防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については「上勝町地域防災計画（一般災害対策編）」に定めるところによるものとします。

また、県内には、讃岐山脈南縁部に「中央構造線」が縦断しており、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生確率は極めて低い（30年以内でほぼ0～0.3%）ものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が予想されることから、中央構造線活断層帯による直下型地震への対応も含めた計画とします。

第2節 被害想定

第1 徳島県域における地震等

徳島県に被害をもたらした主な地震・津波を取りまとめると次の通りです。

< 徳島県域における主な地震・津波 >

年月日	和暦	規模(M)	地域	被害・適用
684. 11. 29	天賦 13	8 1/4	土佐その他南海・東海・西海	山崩れ、家屋社寺倒壊、人畜の死傷多く、津波来襲南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
887. 8. 26	仁和 3	8～8.5	五畿・七道	京都で民家・官舎の倒壊、圧死多数、津波被害大 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる

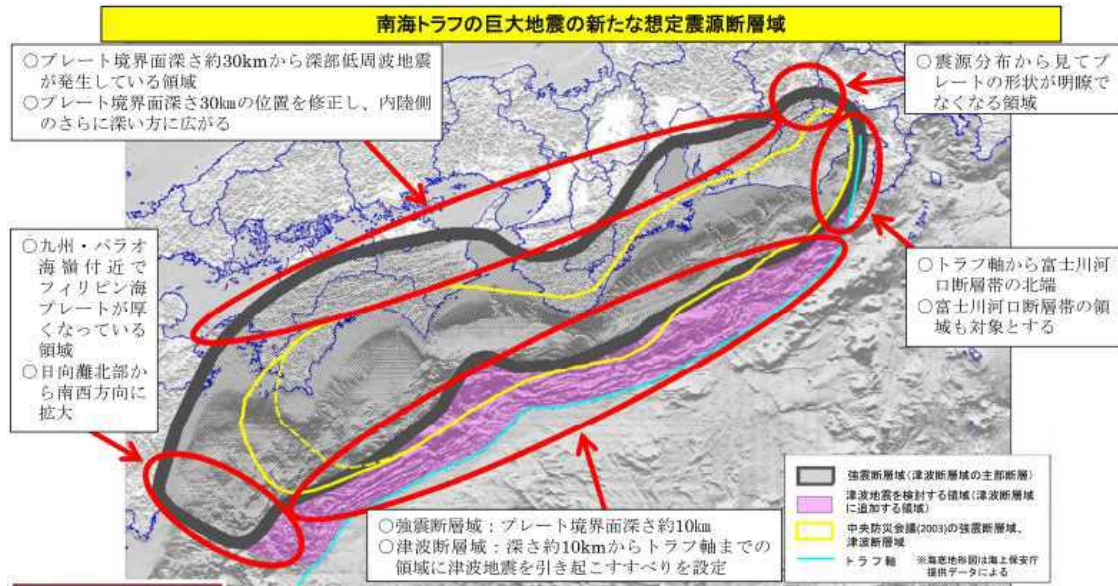
年 月 日	和 暦	規模 (M)	地 域	被害・適用
1096. 12. 17	永長 1	8~8.5	畿内・東海道	大極殿小破、東大寺巨鐘落ちる、津波社寺・民家 400 余流失、東海沖の巨大地震とみられる
1099. 2. 22	康和 1	8~8.3	南海道・畿内	興福寺、摂津天王寺で、被害、土佐で田千余町海に沈下
1331. 8. 15	元弘 1	7	紀伊	田辺市の遠干潟 20 余町が隆起
1360. 11. 22	正平 15	7.5~8	紀伊・摂津	津波が尾鷲から摂津兵庫まで来襲、人馬牛の死多く
1361. 8. 3	正平 16	8~8.5	畿内・土佐・阿波	摂津四天王寺の金堂転倒、津波で摂津、阿波、土佐に被害
1498. 9. 20	明応 7	8.2~8.4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大、溺流死 4 万 1 千、南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1586. 1. 18	天正 13	7.8	畿内・東海・東山・北陸諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害
1605. 2. 3	慶長 9	7.9	東海・南海・西海諸道	慶長地震、津波が犬吠埼から九州太平洋岸まで来襲。阿波宍喰で死者 1500 余等
1707. 10. 28	宝永 4	8.4	五畿・七道	宝永地震、死者 2 万、潰家 6 万、流出、家 2 万 遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時発生
1789. 5. 11	寛政 1	7.0	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害
1854. 12. 23	安政 1	8.4	東海・東山・南海諸道	安政東海地震、被害は関東から近畿、津波が房総から土佐の沿岸、死者 2~3 千人、潰・焼失約 3 万軒
1854. 12. 24	安政 1	8.4	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道	安政南海地震、被害は中部から九州、室戸、串本で約 1m 隆起、甲浦・加太で約 1m 沈下
1946. 12. 21	昭和 21	8.0	南海道沖	南海道地震、死者 1330、家屋全壊 11591、半壊 23487、流失 1451、焼失 2598、室戸、紀伊半島隆起、須崎、甲浦沈下、津波
1955. 7. 27	昭和 30	6.4	徳島県南部	死者 1、負傷者 8、山崩れ
1960. 5. 23	昭和 35	8.5	チリ沖	チリ地震津波、死者不明者 142、家屋全壊 1500 余、半壊 2000 余、(津波被害)

年 月 日	和 暦	規模 (M)	地 域	被害・適用
1995. 1. 17	平成 7	7. 3	兵庫県南部	兵庫県南部地震、阪神・淡路大震災、死者不明者 6437、負傷者 43792、全壊 104906、半壊 144274、全半焼 713、一部地域で震度 7
2011. 3. 11	平成 23	9. 0	三陸沖	東北地方太平洋沖地震、東日本大震災、死者 19225、不明者 2614、負傷 6219、全壊 127830、半壊 275807(余震・誘発地震を一部含む、2015年3月現在)、死者の90%以上が水死で、原発事故を含む被害の多くは巨大津波によるもの
2013. 4. 13	平成 25	6. 3	淡路島付近	負傷者 35、全壊 8、半壊 101、最大震度 6 弱

第2 南海トラフ巨大地震に係る被害想定等

1 南海トラフ巨大地震を想定した被害想定等

徳島県は、東日本大震災（平成23年3月11日）から得られた教訓を踏まえ、「最大クラスの地震・津波」を対象に、これまでの被害想定等の見直しを行っています。

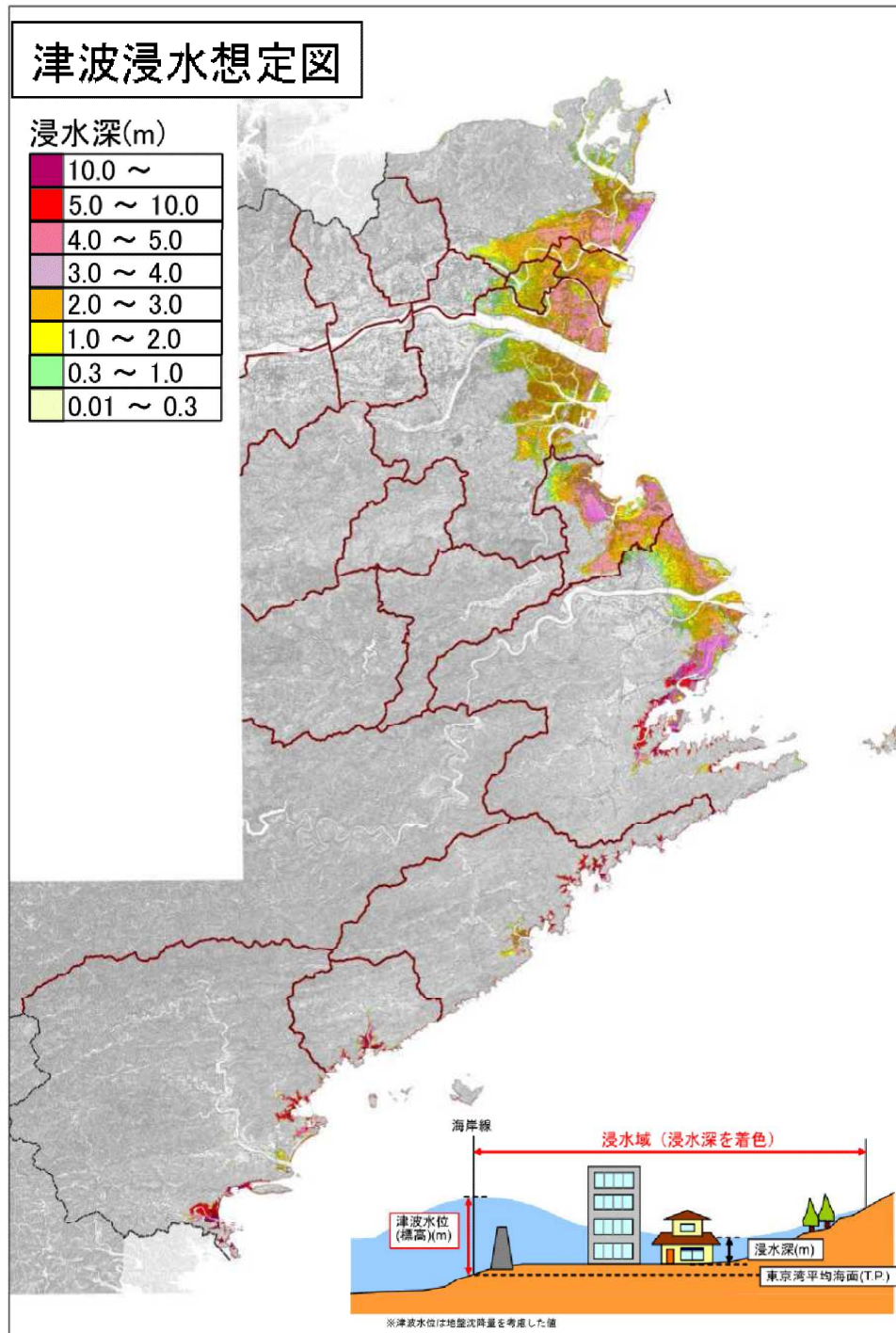


地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

(1) 徳島県津波浸水想定（平成 24 年 10 月 31 日）

平成 24 年 8 月 29 日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル (M9.1)」をもとに、徳島県が県管理河川や最新の地形データ等を加えて作成した「津波浸水想定」は次の通りであり、本町には、津波浸水は想定されていません。



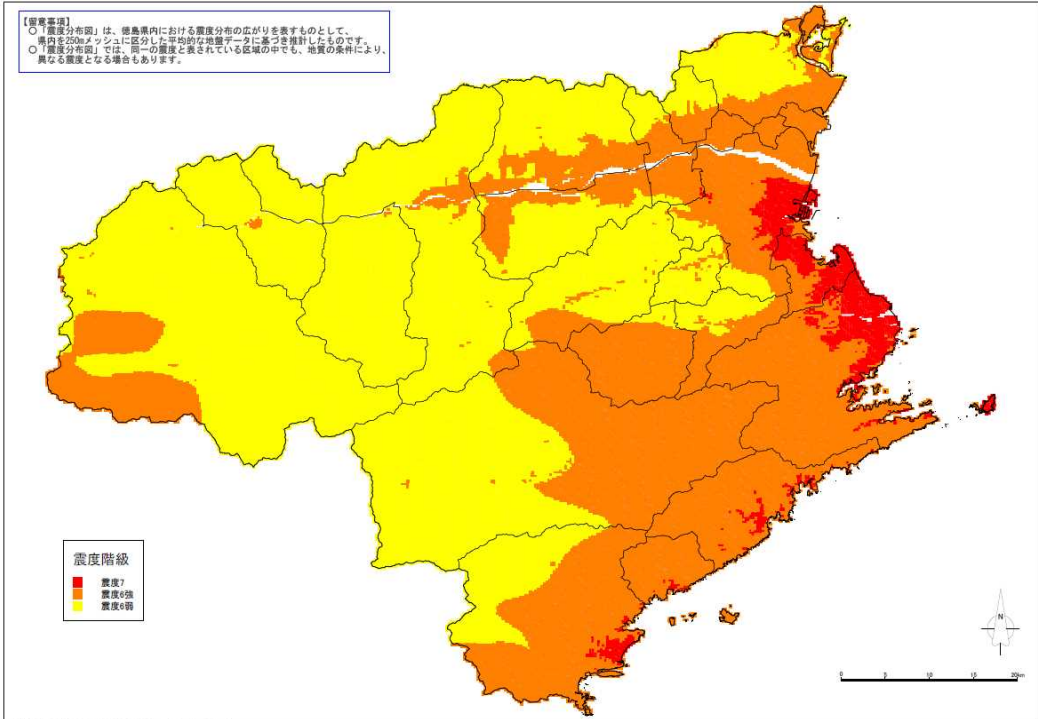
Copyright©NTT空間情報 All Rights Reserved (c)Esri Japan

(2) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次：平成25年7月31日）

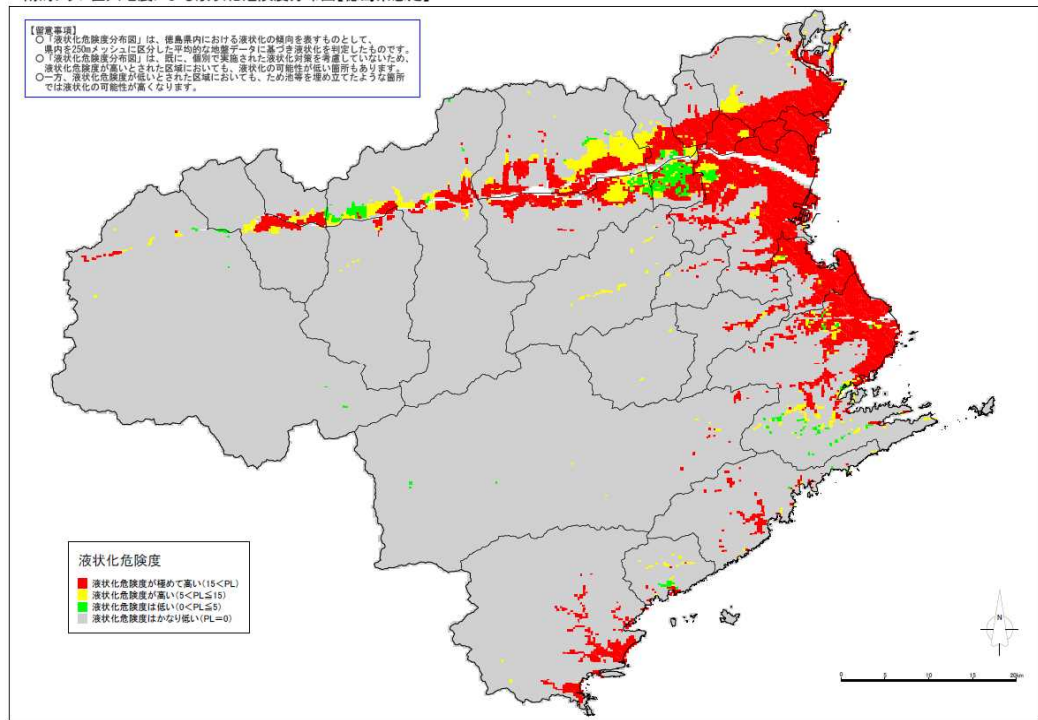
平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.0、M9.1）」をもとに、徳島県が算出した震度分布、液状化危険分布は次の通りであり、本町は、震度6弱から6強の強い揺れに見舞われ、27集落に孤立の可能性があるとして想定されています。

■ 南海トラフ巨大地震による震度分布図・液状化危険分布図

南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】



南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】



(3) 建物被害、人的被害の想定

本町の建物被害については、揺れや、若干の液状化、急傾斜地などにより、全壊・焼失が200棟、半壊が360棟と想定されています。

また、人的被害については、揺れ（家具倒壊等）、急傾斜、火災、ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物などにより、死者数が10人、負傷者数が60～90人と想定されています。

■町の建物被害想定

(単位：棟)

全壊・焼失棟数			半壊棟数
冬深夜	夏12時	冬18時	
200	200	200	360

■町の人的被害想定

(単位：人)

死者数			負傷者数		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
10	※	※	90	60	70

注：※は若干数を表す。

(4) ライフラインの被害想定

上水道、電力、通信（固定電話）のライフラインについては、発災直後、電力及び通信（固定電話）は100%、上水道は75%被害に遭うと想定されています。特に、上水道においては1週間後でも26%（240人）が断水状態にあると想定されています。

■上水道

給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)
920	75	690	44	410	26	240	4	30

■電力

電力軒数 (軒)	直後		1日後	
	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)
1,500	100	1,500	63	960

- 1) 停電率：(需給バランス等に起因した停電軒数+津波全壊による停電軒数) / 全停電軒数
- 2) 復旧対象電灯軒数は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する電灯軒数を除く
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

■通信（固定電話）

回線数	直後		1日後	
	不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数
790	100	790	100	790

- 1) 不通率：(停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数+津波全壊による不通回線数/全回線数)
- 2) 復旧対象回線数は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する回線数を除く
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

(携帯電話)

東日本大震災では、発災直後は基地局等の倒壊・流失などによる停波基地局が相当発生し、1日後にはバッテリーや自家用発電機の燃料等の枯渇により停波する基地局がさらに増加した。その後、電力の復旧や各事業者の迅速な復旧作業により、1ヶ月半程度で一部のエリアを除き、復旧されたところである。

本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると通信インフラ等の被災や輻輳の発生、各事業者による通信規制により、発災直後から非常に繋がりにくい状況となることが想定される。

■LPガス

「東日本大震災を踏まえた今後のLPガス安定供給の在り方に関する調査報告書」によれば、LPガス基地が津波浸水等の様々な要因により、10箇所出荷停止を余儀なくされた。それに対しては、代替基地からの振替出荷、国家備蓄からの放出等の対策が講じられたが、卸売・小売の段階でも、タンクローリーの不足、充填所・販売店の被災、燃料不足、人手不足等の様々な復旧作業の支障となる事象が発生した。

被災三県におけるLPガスの復旧状況については、大規模な余震が発生し、都度点検を実施して供給を再開しなければならない状況が繰り返されたが、3月11日に発生した大震災に対する復旧は概ね4月上旬、全体の復旧は4月21日である。発災当日はガスボンベ等の安全装置によって、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦止まったとみられ、その後順次点検を実施しながら供給が再開された。

本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、発災直後においてはガスボンベ等の安全装置により、自動的にほぼ全ての世帯において供給が一旦停止し、その後、順次点検を実施したところから供給が開始されるが、大きな揺れと津波によるLPガス基地・充填所等の被災、輸送力不足、点検作業を実施する事業者の被災などから、すべての復旧対象世帯において供給が開始されるには1ヶ月程度をようすると想定される。

(5) 避難者数

避難者数（冬18時）については、避難所と避難所外を合わせて、警報解除後当日380人、1週間後470人、1ヶ月後430人になると想定されています。

■避難者(冬18時)

人口	警報解除後当日(人)			1週間後(人)			1ヶ月後(人)		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者合計
1,500	230	150	380	240	240	470	130	300	430

※数値は、十の位で処理していることから、合計が合わない場合がある。

第3節 地震対策行動計画の推進

「東日本大震災」の課題と教訓を踏まえ、本町においても、切迫性が高まる南海トラフ巨大地震への対応が急務となっており、これまでの地震津波対策を抜本的に見直し、さらに加速する必要があります。

また、「中央構造線活断層帯」をはじめ、いつ、どこで発生するかわからない活断層地震への備えも重要です。

このため、南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、徳島県が策定する『とくしまー0(ゼロ)作戦』地震対策行動計画(徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画)と連携して被害を最小限に抑えるため、地震防災・減災対策を計画的かつ着実に推進することとします。

第2章 災害予防

第1節 建築物の耐震化

第1 方針

平成28年に発生した熊本地震における建築物の被害状況を見ると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であった。震度7の地震が連続して発生したことにより、建築年代の古い建築物は1回目の揺れで、また、比較的新しい木造住宅であっても2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

以上のことから、現行法に基づく建築物の耐震性の確保は重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの）の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言等を行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図るものとする。

とりわけ、多数の者が利用する施設、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保についてより一層強化を図る。

第2 内容

1 建築物等の耐震化促進

(1) 防災上重要な建築物の耐震対策

大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を「防災上重要建築物」として、耐震診断、耐震補強工事に努め耐震性の確保を図ります。

防災上重要な建築物

建築物の用途分類	該当する施設
災害対策本部ならびに応急活動拠点	本庁舎
救護所	上勝町診療所
避難収容拠点	小・中学校 その他指定避難所

(2) 一般建築物等の耐震対策

一般建築物の所有者に対しても、耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図る。特に昭和56年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の向上については重要な課題であるが、平成12年以前の耐震基準の木造住宅においても、県及び関係団体と連携し、耐震診断・耐震改修を支援するものとします。

(3) 家具等の転倒防止対策

住宅等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について広報誌やパンフレットなどにより、普及・啓発を図るものとします。

(4) 前記各項目について町民の認識を深めるため、耐震化支援のパンフレット等の配布や広報・ホームページによるPRなどを行うとともに、自主防災組織等と連携して耐震化に関する講座等を開催して、耐震化を住民ぐるみで進めるよう努めるものとします。

第2節 土砂災害等予防対策

第1 方針

地震による被害を最小限にとどめるには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行うとともに、災害発生危険度の高い場所については、災害防止のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める必要がある。

第2 内容

1 地すべり予防対策

地すべりとは、斜面の一部あるいは斜面全体が、地下水等に起因してすべる現象又はこれにともなって移動する現象をいい、活動状況は継続性や再発性をともなっている。

(1) 予防対策

町にあっては、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を印刷した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県は町を支援する。

また、次のような前兆現象を発見した場合には、重点的に地すべり防止区域等のパトロールを実施し、警戒体制を強化することにより、人的、物的被害の防止に努めるものとします。

地すべりの前兆

- 1 斜面に段差ができたり、亀裂が生じる。
 - 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
 - 3 斜面から水が湧き出したり、湧水が濁ったり、湧き方が急に变化する。
 - 4 石積みがはらんだり、擁壁にひびが入る。
 - 5 舗装路やたたき（三和土）などにひびが入る。
 - 6 地鳴りがする。
 - 7 樹木、電柱、墓石などが傾く。
 - 8 浮石、落石が発生する。
 - 9 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
- 集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

2 急傾斜地崩壊予防対策

傾斜度が30度以上ある土地（通常での崖）が、集中豪雨や台風あるいは地震等で地山がゆるみ、斜面が崩れ落ちる現象をいう。

（1）予防対策

崖崩れによる災害を防止するため、崖崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上（5戸未満であっても学校、病院、旅館等のある場所を含む。）崖の高さ5m以上、勾配30度以上の危険な「急傾斜地崩壊危険箇所」が急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう県に対して積極的に働きかけるものとする。

なお、県は危険度の高い急傾斜地崩壊危険区域から対策工事を実施しているが、全区域において同時に施工することは困難であることから、次のような崖は危険度が非常に高いものとして常に注意し、警戒避難体制をとるとともに、危険箇所のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県は町を支援する。

危険度の高い崖

- 1 クラックのある崖
 - 2 表土の厚い崖
 - 3 オーバーハングしている崖
 - 4 浮石、落石の多い崖
 - 5 割れ目の多い基岩からなる崖
 - 6 湧水のある崖
 - 7 表流水の集中する崖
 - 8 傾斜角が30度以上、高さ5m以上の崖
- 集中豪雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。

3 土石流予防対策

土石流とは、山腹や川底の土石あるいは土砂が長雨や集中豪雨によって、いっきに谷や斜面を流下する現象をいい、一般に河床傾斜が15度以上の溪流で発生し、速度は非常に速いことが特徴である。

(1) 予防対策

近年における災害の特徴として、一見安定していると思える地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により、土石流が発生し、人家集落が悲惨な被害を受けた事例が頻発している。

これらの事例に鑑み、迅速で的確な警報の伝達、避難等の措置が行われるよう警戒避難体制を確立するとともに、土石流危険溪流のパトロール等を実施するものとし、土石流による被害を未然に防止するものとします。

4 山地に起因する災害危険地

近年、山地荒廃に起因する自然災害が多数発生しており、こうした災害は台風や集中豪雨にもなまって発生することが多いが、地震により発生することもある。地震による場合の山津波、崖崩れ、落石等は短時間に猛威を振るうので、人的被害が顕著となり、特に降雨と地震が重なった場合にこうした災害の発生確率は高まる。

これら災害を防止するため、危険地区に関する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに、人的被害の軽減を最優先に考え、特に危険区域内にある要配慮者関連施設の保全を重点的に実施する。

5 土砂災害警戒区域等における予防対策

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限することなど土砂災害のソフト対策を推進します。

(1) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、別に定めるものとする。

ア 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした、具体的な発令基準を設定するものとします。

イ 土砂災害警戒情報等を避難指示等の発令対象区域として事前に設定し、土砂災害のメッシュ情報等を用い、危険性の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直しするよう努めるものとします。

ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとします。

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令に定めるところにより、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、避難の確保のための訓練を行わなければならない。

オ 高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することなどに留意する。

カ 土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとします。

5 防災知識の普及

(1) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

(2) 地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響を踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、土砂災害のリスクのある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとします。

(3) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとします。

(4) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとします。

(5) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(6) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとします。

6 宅地防災対策

(1) 工作物の耐震設計

擁壁、法面等で地震により崩壊するおそれのある工作物等について、建築基準法等の関係法令に定める技術基準に適合するよう指導を徹底する。

(2) 監督処分

許可に係る行為で是正等を要する場合には、監督権、命令権に基づきすみやかに処置する。

ア 都市計画法の監督処分

(ア) 許可の取消、変更、効力の停止

(イ) 許可条件の変更、附加

(ウ) 工事停止命令

(エ) その他、違反是正措置命令

イ 建築基準法の監督処分

(ア) 工事停止命令

(イ) その他、違反是正措置命令

(3) 防災パトロール

定期パトロールを強化して、違反宅地造成、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期す。

第3節 水道施設の整備

第1 方針

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備について定めま

す。

第2 内容

1 実施責任者

実施責任者は建設課長とします。

2 水道施設の整備

(1) 水道施設の耐震化

町は、地震による水道施設の被害を抑制し、耐震化計画を策定し、水道施設の整備を図るものとします。

(2) 二次災害の防止

町は、水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や有毒物質の漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、必要な予防措置を講ずるものとします。

(3) 応急復旧対策

町は、水道施設の被害によって断水が生じても、早期の復旧を可能とするため、応急復

旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、次の対策を講ずるものとします。

ア 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理しておきます。

イ 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集や、近隣町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保しておきます。

ウ 応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備を行うとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、また、資機材メーカー、施工業者等との協定等の締結に努めます。

エ 復旧作業用水を確保するため、他用水から緊急取水について確認しておくほか、予備水源の確保、配水池の大容量化、受水槽の増量等について検討します。

オ 非常用電源を確保しておきます。

3 職員への教育訓練の実施

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を出来るよう、担当職員の教育訓練を行います。

4 住民への広報

水道施設が被災した場合、貯留水の流出による被害や有毒物質の漏洩による被害など、住民が被害に遭わないよう広報により周知を図ります。

第4節 避難対策の充実

第1 方針

町長等は、震災時における火災等から住民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ避難場所及び避難路の選定、避難計画の作成等を行い、総合的、計画的な避難対策の推進を図るものとします。

第2 内容

1 町等の避難計画

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において避難者が安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

(1) 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するものとする。

ア 避難の指示等を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所の名称、所在地等

ウ 緊急避難場所への経路及び誘導方法

エ 避難場所内での被災者に対する救援・救護措置

(ア) 給水

(イ) 給食

- (ウ) 負傷者に対する応急救護
- (エ) 生活必需品の支給
- (オ) その他必要な措置

オ 避難場所における秩序維持

カ 災害広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、診療所その他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、関係行政機関との連携を深め訓練等を実施することにより避難の万全を期すものとします。

ア 学校においては、児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて、それぞれの地域特性等を考慮した避難の場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定めるものとします。

イ 診療所においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、収容施設の把握、移送の方法等について定めるものとします。

第5節 火災予防対策

第1 方針

地震による被害の中でも、地震火災は被害を大きくするおそれが強いため、地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、町の保有する消防力の整備強化に努めるものとします。

第2 内容

1 出火防止、初期消火体制の確立

町及び県は、住民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い、効果的な火災予防行政を展開することによって地震による火災の未然防止を図ります。

(1) 火災予防の徹底

町は、地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした講演会、講習会及び座談会等の開催により啓発を行うとともに、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の消防広報を行い、火災予防の徹底を図ります。

また、出火防止はもとより出火した場合、初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法についても指導の徹底を図ります。

ア 一般家庭に対する指導

火災や地震の恐ろしさ、出火防止についての知識等を普及させるとともに、町火災予防条例に基づく火気使用設備、器具の使用状況、住宅用防災機器等の普及の推進及び住宅防火診断の実施等、出火防止に関する適切な指導を行います。

また、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等の居る世帯については家庭を訪問し、住宅防火診断等を実施するなど、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行います。

イ 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会及び防災指導等のあらゆる機会をとらえ、次に掲げる事項について関係者に対して周知し防火思想の普及・高揚に努める。

(ア) 災害時における応急措置の要領

(イ) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底

(ウ) 避難、誘導體制の確立

(エ) 終業後における火気点検の励行

(オ) 自衛消防隊の育成指導

(2) 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

町は、震災時における消防機関の活動と相まって住民が自主的に防火・防災活動を行えるよう、防火・防災訓練の実施及び民間防火組織の育成に努めるものとします。

ア 防火・防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火・防災訓練を実施し、初期消火に関する知識及び技術の普及を図ります。

イ 民間防火組織の育成

民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行います。

(ア) 女性防火クラブの育成

女性による家庭防火思想の普及徹底と地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とし、組織づくりの推進及び育成に努めます。

(イ) 幼年・少年消防クラブの育成

就学前児童、小学生及び中学生を主な対象とし、幼年少年期から火災予防思想の普及を図ることを目的として、組織づくりの推進及び育成に努めます。

(3) 予防査察の強化

町は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により定期的実施するものとし、特に火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほかに特別査察を行い、火災の未然防止を図ります。

(4) 防火対象物の防火体制の推進

町は、消防法に規定する多数の者が出入りする防火対象物については防火管理者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置の徹底を指導し、当該対象物における防火体制の推進を図るものと

します。

(5) 危険物等の保安確保の指導

危険物による災害を未然に防止するため、必要の都度、危険物施設への立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかについては査察指導を行うものとします。

2 消防団の強化

消防団員の高齢化等の問題に対して、地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、町職員、公益団体職員の入団促進、施設・装備の整備充実並びに啓発活動等により、活性化を図るものとします。

第6節 自治体業務継続計画（BCP）の策定・運用

第1 方針

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、町自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられます。

そのような中で、町は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければなりません。

また一方で、住民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められています。

このため、町は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制整備を図ります。

第2 内容

1 上勝町業務継続計画（BCP）の策定・運用

町は、次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図るものとし、上勝町業務継続計画（BCP）を策定・運用します。

- (1) 災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施します。
- (2) 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に行います。
- (3) 非常時優先業務以外の通常業務については、地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断します。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指します。

第7節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

第1 方針

地震防災緊急事業五箇年計画の推進について定めます。

第2 内容

地震防災対策特別措置法の施行により、県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、地震防災対策の強化を図っています。

町では、防災対策上必要な事業について、地震防災緊急事業五箇年計画の中で推進していくものとしします。

- ・ 第一次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）
- ・ 第二次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13～17年度）
- ・ 第三次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）
- ・ 第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）
- ・ 第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）
- ・ 第六次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～令和7年度）

1 対象地区

県下全域（地震により著しい被害が生ずるおそれがある地区）

2 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関等の医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 津波による被害を防止し避難を確保するための海岸保全施設又は河川管理施設
- (14) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で家屋密集地域の地震防災上必要なもの
- (15) 地域防災拠点施設
- (16) 防災行政無線設備その他の施設又は設備

- (17) 飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備等
- (18) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
- (20) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第8節 地震災害に関する調査研究

第1 方針

地震に関する調査研究の推進について定めます。

第2 内容

1 目的

地震対策を総合的、計画的に推進するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊等によって災害発生が予想される危険個所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について調査・研究等を行うものとします。

町は、県及び防災関係機関と協力して、次の事項について各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備するものとします。

- (1) 土砂災害・地盤災害に関する調査研究
- (2) 孤立集落対策に関する調査研究

第3章 災害応急対策

第1節 震災活動体制計画

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動態勢を整備するものとします。

第1 災害対策本部体制

1 上勝町災害対策本部

(1) 上勝町災害対策本部の設置

上勝町内に震災が発生し、又は発生するおそれが生じ、その対策を総合的かつ迅速に行う必要があると認めるとき、町長は、上勝町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置するものとします。

(2) 町本部設置の基準

町本部の設置の基準は、次のとおりとします。

ア 自動設置

震度6弱以上の地震が発生したとき。

イ 判断設置

(ア) 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。

(イ) 町内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

(ウ) 人的被害、家屋被害が相当数発生したとき、又はそれが予知されるとき。

(3) 閉鎖の基準

町本部長は、災害の危険性がなくなり、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を閉鎖するものとします。

(4) 町本部の設置及び閉鎖の公表

町本部を設置し、又は閉鎖したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、防災行政無線、電話、広報車その他迅速的確な方法で周知するものとしします。

公 表 先	連 絡 方 法
庁 内 各 課	庁内放送、電話、口頭
防 災 会 議 委 員	電話、F A X、口頭
県 知 事	電話、県総合情報通信ネットワークシステム、F A X
小 松 島 警 察 署	電話、F A X
駐 在 所 (福 原)	電話、連絡員
隣 接 の 町 村 長	電話、県総合情報通信ネットワークシステム、F A X、口頭
町 の 関 係 機 関	口頭、電話、F A X
報 道 機 関	口頭、文書、電話、F A X
各 区 長	電話、町防災行政無線
住 民 一 般	町防災行政無線、広報車、口頭

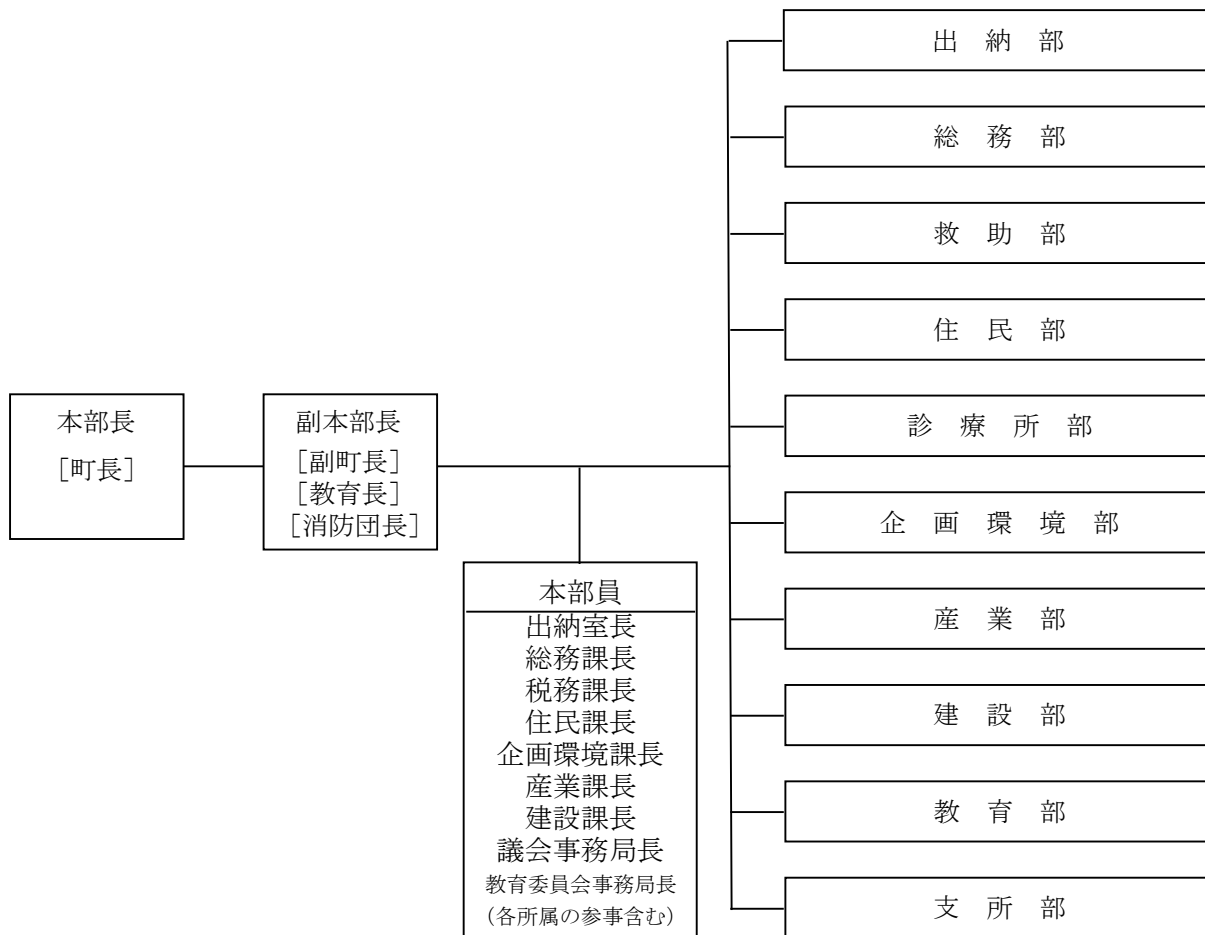
(5) 本部長の職務代理者の決定

災害対策本部長（町長）並びに災害対策副本部長（副町長、教育長、消防団長）が通信の途絶、交通障害等により登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者の順位は、次のように定めておくものとしします。この順位は、災害対策本部設置前の段階においても同様としします。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長

(6)町本部の組織と担当事務

<災害対策本部組織図>



<災害対策各部の担当事務>

対 策 部 名 (部 長)	担 当 基 本 事 務 案
出 納 部 (出 納 室 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係経費の出納に関する事。 2 義援金品の受付、出納、保管に関する事。 3 他部の応援に関する事。
総 務 部 (総 務 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関する事。 2 町防災会議、町本部、町支所、県本部との連絡調整に関する事。 3 本部の指示伝達に関する事。 4 職員の動員、労務調整に関する事。 5 自衛隊の出動要請に関する事。 6 他市町村への応援要請に関する事。 7 災害復旧計画に関する事。 8 各部との連絡調整に関する事。 9 気象情報の収集伝達に関する事。 10 避難指示等の伝達等に関する事。 11 住民に対する災害情報等の周知・伝達に関する事。 12 被害情報の収集・保存に関する事。 13 防災行政無線及び通信網の確保に関する事。 14 関係機関への災害報告に関する事。 15 応急財政措置に関する事。 16 災害対策の予算措置に関する事。 17 消防団の出動命令及び配備に関する事。 18 災害予防、警戒、防御、罹災者の救助避難等に関する事。 19 消防、水防に関する事。 20 災害救助法の適用・申請に関する事。 21 他の部に属さない事。
救 助 部 (税 務 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う町税等の措置に関する事。 2 災害救助関係機関との連絡調整に関する事。 3 被災者の搬送に関する事。 4 災害対策用の自動車の確保及び配車に関する事。 5 被災者及び被災世帯の調査に関する事。 6 罹災証明書等の発行に関する事。

対 策 部 名 (部 長)	担 当 基 本 事 務 案
住 民 部 (住 民 課 長) ・防疫活動担当班	1 避難所等の開設、運営に関する事。 2 医師会、医療機関との連絡調整に関する事。 3 被災者の搬送に関する事。 4 衛生材料及び防疫薬品等の確保に関する事。 5 高齢者、身体障がい者等避難行動要支援者の援護に関する事。 6 炊出しに関する事。 7 寝具、食料品等生活必需品の確保に関する事。 8 福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事。 9 被災児童及び母子世帯の援護に関する事。 10 災害救助物資、義援物資等の受入れ、配分、確保、保管に関する事。 11 ボランティア等奉仕団との連絡調整に関する事。 13 災害見舞い及び視察者に関する事。 14 被災者の身元調査及び照会に関する事。 15 災害時の死亡獣畜(犬猫)に関する事。 16 防疫対策並びに清掃に関する事。
診 療 所 部 (所 長) ・(医療)救護班	1 医療、助産の救護業務に関する事。 2 遺体の安置その他関連業務に関する事。 3 診療所施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 医薬品、並びに救護医療に関する事。
企 画 環 境 部 (企画環境課長) ・取材担当班 ・清 掃 班	1 災害広報(広聴)に関する事。 2 公共施設の災害対策に関する事。 3 帰宅困難者の保護に関する事。 4 清掃活動に関する事。 5 災害による廃棄物等の処理及び施設の確保に関する事。 6 他部の応援に関する事。
産 業 部 (産業課長)	1 主要食料品等の確保に関する事。 2 農林畜産関係の被害状況調査及び災害対策に関する事。 3 商工業関係の被害状況調査及び災害対策に関する事。 4 土地改良関係の被害状況調査及び災害対策に関する事。 5 災害対策のための労働者の確保に関する事。 6 災害時の死亡家畜に関する事。

対 策 部 名 (部 長)	担 当 基 本 事 務 案
建 設 部 (建 設 課 長)	1 道路、河川、橋梁、地すべり等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 災害時における通行路線の決定、交通不能箇所の調査に関すること。 3 資器材の調達供給に関すること。 4 応急復旧工事等に関すること。 5 応急仮設住宅の建設に関すること。 6 公共施設及び水道等の災害復旧工事に関すること。 7 水道施設及び給水施設の災害対策並びに水質検査の実施に関すること。
教 育 部 (教 育 委 員 会 事 務 局 長)	1 児童生徒の避難及び救護に関すること。 2 教育施設、文化財等の被害調査並びに災害対策に関すること。 3 県教育委員会等との連絡調整に関すること。 4 文教関係の義援金の受付に関すること。 5 災害時における教育対策及び学校給食に関すること。 6 青年会等の連絡調整に関すること。 7 他部の応援に関すること。
支 所 部 (支 所 長)	1 支所の防災対策に関すること。

(7)町本部の設置場所

ア 町本部は、上勝町役場に置きます。ただし、大規模な災害により施設が被災し、使用不能となった場合には、最寄りの公共施設に設置します。なお、その際、速やかにその旨を関係機関に連絡するものとします。

イ 町本部には、本部の所在を明確にするため、町役場正面玄関に「上勝町災害対策本部」の掲示をします。

(8)本部開設前の措置

ア 総務課長は、予警報又は情報等により、災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置するものとします。

(ア) 予警報、情報の収集及び連絡調整

(イ) 人員配備の指示

(ウ) 関係課等との連絡調整

イ 休日又は勤務時間外において、予警報又は異常な情報を受理した当直者は、直ちに総務課長に通報して指示を受けるものとします。

(9) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、町本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長、消防団長）及び本部員（各課等の長、消防団副団長）で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとします。

イ 本部会議の開催

(ア) 町本部長は、災害応急対策の基本方針及び必要な指示又は各部の総合調整を行うため、本部会議を開催するものとします。

(イ) 本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務課長に申し出るものとします。

ウ 本部会議の協議事項

(ア) 町本部の配備体制に関すること。

(イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施要請及び応援の要請に関すること。

(エ) 災害救助法の適用に関すること。

(オ) その他災害対策に関する重要事項

エ 決定事項の周知

本部員は、本部会議の決定事項を職員に周知させるとともに、各部の連絡調整を図るものとします。

オ 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、総務課が担当します。

4 現地災害対策本部の設置及び閉鎖

(1) 設置

町本部長は、大規模又は激甚な災害が発生した場合に、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災対法第 23 条の 2 第 5 項の規定に基づき、現地災害対策本部を置くものとします。

(2) 閉鎖

町本部長は、一応の応急対策が完了したときは、現地災害対策本部を閉鎖するものとします。

第2 職員の配備体制

職員の配備体制及び動員体制は、次によるものとします。

配備区分	配備時期	配備内容	配備要員	備考
第1非常体制 (準備体制)	1 町域内に震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 3 その他町長が必要と認めたとき。	1 情報連絡活動を円滑に行い得る必要最小限の職員を配備し状況に応じて速やかに第2非常体制に移行し得る体制とします。 2 配備につく職員は、原則として通常の勤務場所において、主として情報連絡活動を行うものとします。	・総務課長、防災担当課長補佐 ・住民課長 ・建設課長 (総務課の職員) *不在の場合は、課長補佐等が代行するものとします。	災害対策本部を設置する程度にいたらない場合、円滑な対応がとれるよう必要に応じ、警戒本部を設置します。
第2非常体制 (警戒体制)	1 町域内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 3 その他町長が必要と認めたとき。	1 災害対策本部を設置した場合に必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備し、速やかに第3非常体制に移行し得る体制とします。 2 配備につく職員は、通常の勤務場所において情報連絡等に当たり、所要の措置を講ずるものとします。	・総務課長、課長補佐 ・各課等の長 (各課の職員2名~半数)	
第3非常体制 (非常体制)	1 町域内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 3 町全域にわたり大災害が発生若しくは発生が予想される場合又は全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合	1 災害対策本部を設置 2 全員配備体制	全職員	全職員が直ちに登庁し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施

第3 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次の動員計画により動員を行うものとします。

1 職員の動員計画

職員の動員は、「第2 職員の配備体制」の基準に従って、所属長の指示により行うものとします。

2 消防団の動員計画

消防団の動員については、総務部長（総務課長）は町長の指示に基づき、災害の態様、災害応急対策実施状況等に応じて、消防団長と連絡を密にして行うものとします。また、消防団については、責任分担区域を定め、災害時の配置分担と業務、集合場所等を定めておくものとします。

3 動員配備等の伝達方法

職員等への非常配備の伝達は、次により行います。

(1) 勤務時間内における伝達及び配備

ア 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務部長（総務課長）は、本部長の指示により非常配備体制を決定し、各部長等にこれを伝達するとともに庁内放送又は口頭によりこれを徹底するものとします。

イ 各部長は、直ちに各部職員に連絡し、所定の配備による事務又は業務に従事させるものとします。

(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

ア 当直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに総務部長（総務課長）に連絡するものとします。

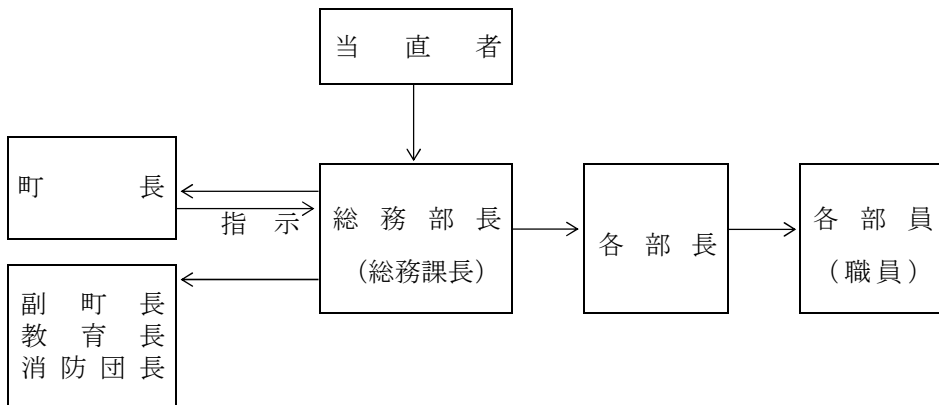
イ 総務部長（総務課長）は、町長、副町長、教育長及び消防団長に連絡するものとします。

ウ 総務部長（総務課長）は町長から配備体制の指示を受けた場合は、各部長に伝達するものとします。

エ 各部長は、速やかに職員に伝達するものとします。

オ 連絡を受けた職員は、災害発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、以後の状況の推移に注意し、必要がある場合は速やかに登庁するものとします。なお、道路等の途絶、火災等により勤務場所に参集することが困難な場合は、本部に連絡して指示を受けるか、最寄りの避難所等公共施設に参集するものとします。

■勤務時間外、休日の伝達等



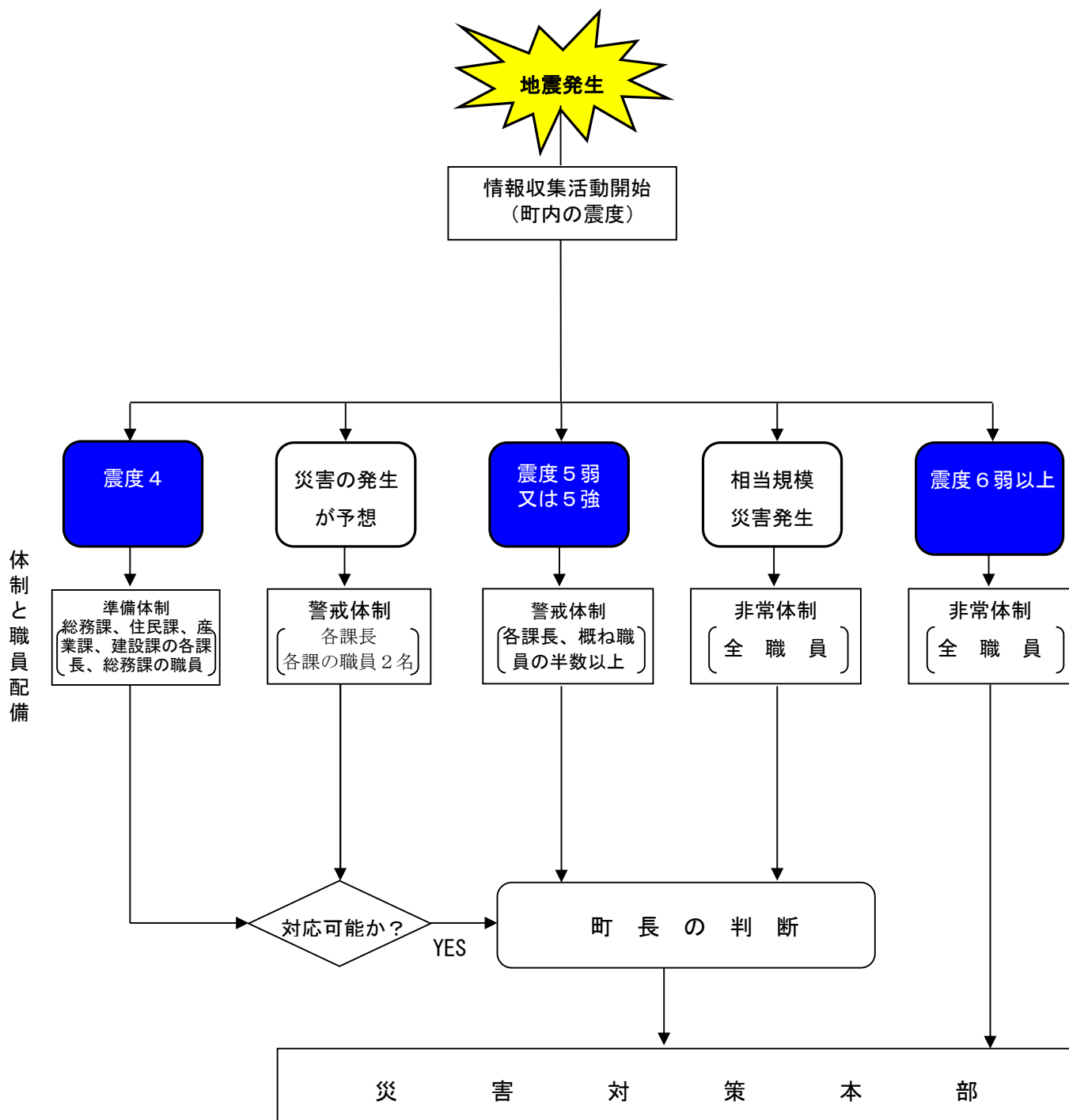
(3) 地区への連絡

町長から指示を受けた総務部長（総務課長）は、区長等に連絡し、区長等は、各関係者に連絡するものとします。

4 職員の緊急参集

職員は、ラジオ、テレビ等により、突発的な災害等が発生し、若しくは発生するおそれがあることを自ら知ったときは、動員命令を待たずに直ちに登庁するものとします。

第4 初動体制のフロー



第2節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

第1 方針

「南海トラフ地震臨時情報」発表時、速やかに本部員会議を開催し状況に応じた体制に移行するとともに、地震発生までの時間を有効活用し、優先順位を明確にしたあらゆる諸準備を推進して、大規模地震発生時の防護性と即応性の強化を図り、防災対策に万全を期する。この際、マスコミ等の広報による市民への不安感の増幅防止及び先行的な避難所の開設等、市民の不安感の軽減に留意する。

第2 内容

1 南海トラフ地震に関連する情報の種類、区分、発表条件等

(1) 南海トラフ地震臨時情報

ア 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

イ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

ウ 区分

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開始する場合

a 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生

b 1箇所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測

c その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（ゆっくりすべり・一部割れ）

a 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。）

b 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（半割れ）

想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合

(エ) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにもあてはまらないと現象と評価した場合

(2) 南海トラフ地震関連解説情報

ア 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合

イ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合(ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。)

※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合

(1) 臨時情報(調査中)の伝達、災害対策連絡本部等の設置

町及び防災関係機関は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項について周知し、評価後に発表される情報に備えて必要な体制等の準備を行うものとします。

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

(1) 臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、災害対策連絡本部等の設置等

町は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとします。

(2) 臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知

町は、臨時情報(巨大地震注意)等の発表後に、臨時情報の内容や生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について広報を行う。

なお、その際には高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとします。

(3) 災害応急対策をとるべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとします。

(4) 町のとるべき措置

全町民に対し、家具等の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

(1) 臨時情報（巨大地震警戒位）等の伝達、災害対策警戒本部等の設置等

町は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行います。

(2) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

町は、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に、臨時情報の内容や生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について広報を行います。

なお、その際には高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものします。

(3) 地域住民等からの問い合わせ

町は、地域住民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとします。

(4) 臨時情報（巨大地震警戒）等の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、災害対策本部からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

(5) 災害応急対策をとるべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行うものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行うものとします。

(6) 避難対策等

① 基本方針

町は、南海トラフ地震が発生した場合には町内全域で非常に強い揺れが発生することをふまえ、自力で避難が困難な者や土砂災害防止法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内の住民等、事前避難が望ましい者に対して避難情報の発令を行い、不安のある町民に対して避難を促すとともに必要な事前避難所を確保することとします。

② 日頃からの地震への備えの再確認

町は、町民に対して家具等の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけます。

③ 避難所の設置及び運営

臨時情報を踏まえた事前避難については、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とし、町はそれが難しい住民が避難する場所として事前避難の確保を行うものとする。なお、事前避難は電気、ガス、上水道、通信サービス等のライフライン

は稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とします。

(7) 町が管理等を行う道路、その他の施設に関する対策

町が管理する道路、庁舎、会館、診療所、学校等については、次の措置を講じておくものとします。

- ① 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
 - ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ③ 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置
 - ④ 出火防止措置
 - ⑤ 水、飲料等の備蓄
 - ⑥ 消防用設備の点検、整備
 - ⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
 - ⑧ 各施設における緊急点検、巡視
 - ⑨ その他、各施設において災害時に備える事項
- (8) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部や災害対策連絡所等が設置される庁舎等の管理者は（7）に掲げる措置のほか、次の措置を行うものとします。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機器等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

5 学校における臨時情報発表時の対応

町立学校においては、「『南海トラフ地震臨時情報』発表時の学校における対応」を参考に、教育委員会の示す方針に基づき、対応するものとします。

第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1 方針

徳島県は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていませんが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保します。

第2 内容

1 基本方針

- (1) 徳島県は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保します。
- (2) 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとります。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとります。

3 警戒宣言発令時の措置

(1) 東海地震警戒宣言等の伝達

県は地震予知情報により内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、速やかに各市町村等へ伝達します。

(2) 警戒態勢の確立

ア 配備動員体制

町は、上勝町災害対策本部に準じて警戒本部を設置します。

イ 措置内容

関係機関からの情報収集

実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検

(3) その他

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行います。

特に町においては、警戒宣言発令時の対応として、避難指示の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に講ずることとします。

大規模事故等災害対策編

この計画に定めのない事項については「上勝町地域防災計画(一般災害対策編)」に定めるところによるものとします。

大規模災害や地域の住民の生活基盤に多大の影響を及ぼす事態が発生した場合、必要に応じ、関係機関と協議のうえ、総務省による特別行政相談所が開設され、被災者からの相談・問い合わせの受け付けが行われます。

第1部 道路災害対策計画

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策については、本計画によるものとします。

第1章 災害予防

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 気象に関する情報等の伝達

気象に関する注意報・警報、特別警報、津波予報・地震情報・津波情報、指定河川洪水注意報・警報、の伝達については、一般災害対策編によるものとします。

第2 道路の交通の安全のための情報の提供

1 道路管理者

道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとします。

2 県警察

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとします。また、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとします。

第2節 道路施設等の整備

1 道路管理者

道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとします。

道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとします。

道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとします。

道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備に努めるものとします。

2 道路事業実施者

道路事業を実施することにより孤立化の解消に努めるものとします。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の収集・連絡体制

情報の収集・連絡体制については、一般災害対策編によるものとします。

2 情報の分析整理

道路管理者は、収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとします。

3 通信手段の確保

町は、一般災害対策編に基づき、災害時の情報通信手段の確保に努めるものとします。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

町は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとします。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとします。

2 関係機関との連携体制

町は、県等関係機関と平常時より相互の連携強化に努めるものとします。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

町は、応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努めるものとします。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める

ものとしします。

2 医療活動関係

県及び町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の備蓄に備えるものとしします。

県、町等は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとしします。

3 消火活動関係

道路管理者、消防機関等は、平常時より機関相互間の連携強化を図るものとしします。

第4 緊急輸送活動関係

県警察、県及び町等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交管理体制の整備に努めるものとしします。

県警察は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとしします。

第5 危険物等の流出時における防除活動関係

県、町及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとしします。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

県及び町等は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとしします。

県及び町等は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について予め計画しておくものとしします。

第7 防災機関の防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとしします。

町は県等関係機関と連携して、相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするなど、実践的なものになるよう工夫するものとしします。また、訓練終了後にはその評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて体制等の改善措置等を講じるものとしします。

第8 施設、設備の応急復旧関係

道路管理者は、被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとしします。

第9 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、予め重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとします。

第4節 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとします。

第5節 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとします。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害情報の収集・連絡及び通信の確保については、一般災害対策編によるほか、次のとおりとします。

第1 災害情報の収集・連絡

1 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに国土交通省等、関係機関に連絡するものとします。

県は、国土交通省等から受けた情報を、関係市町村等へ連絡するものとします。

2 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとします。

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとします。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡するものとします。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡するものとします。

3 一般被害情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとします。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡するものとします。

4 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとします。

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとします。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するものとします。

関係防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとします。

第2節 活動体制の確立

道路災害が発生し、また発生するおそれのある場合の活動体制は、次のとおりとします。

第1 活動体制

道路管理者は、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとします。

町は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとします。

第2 広域的な応援体制

県及び町等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとします。また、大規模な災害の発生を覚知したときは、予め関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとします。

第3 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、自衛隊に災害派遣の要請を行うものとします。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、次により実施するものとします。

1 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防機関及び県警察等に協力するものとします。

第2 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、一般災害対策編によるほか、次により実施するものとします。

1 道路管理者

関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとします。

第3 消火活動

1 道路管理者

迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力するものとします。

2 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとします。

町が発災現場以外の場合、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとします。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

道路災害時における緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、一般災害対策編によるほか、次によるものとする。

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとします。

第2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとします。また、交通規制にあたっては、県警察、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとします。

第5節 危険物等の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとします。

消防機関及び警察本部は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとします。

第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

1 道路管理者

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとします。また、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとします。

2 県警察

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じます。また、被災現場及び周辺地域並びにその他地域において、安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとします。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達活動については、一般災害対策編によるもののほか、次のとおりとします。

第1 住民等への的確な情報の伝達

町は、住民等に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとします。

第2 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備を図るものとします。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとします。

第3章 災害復旧

第1節 道路管理者の行う災害復旧

- 1 道路管理者は、関係機関と協力し、予め定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとします。
- 2 災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努めるものとします。

第2部 林野火災対策計画

第1章 災害予防

第1節 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、県と協議して、林野火災特別地域を決定するとともに林野火災特別地域対策事業計画を樹立する等、総合的な林野火災対策の推進に努めるものとします。

四国森林管理局（徳島森林管理署）、県及び町は、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の設置、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

四国森林管理局（徳島森林管理署）、県及び町は警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努めるものとします。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

火災気象通報について知事から通知を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとします。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の分析整理

県及び町は、必要に応じて専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとします。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとします。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとします。

2 防災機関相互の連携体制

林野火災は、隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、県は隣接県と協議して林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

町は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとします。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

2 医療活動関係

県及び町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとします。

県及び町は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとします。

3 消火活動関係

町は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとします。

県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、広域航空応援体制・活動拠点及び資機材の整備に努める。

第4 緊急輸送活動関係

県警察及び県、町は、信号機情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとします。

第5 施設、設備の応急復旧活動関係

防災機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとします。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県及び町は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとします。

県及び町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとします。

第7 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施するものとします。

また、訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第4節 防災知識の普及等

林野火災の出火原因の大半が、たき火やたばこ等の不用意な火の取り扱いによるもので、県及び町は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災意識の普及、予防啓発等防火思想の徹底を図るものとします。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

- 1 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁及び林野庁に報告するとともに必要に応じて関係省庁に連絡する。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁へ報告する。

2 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 県及び市町村の活動体制

町は災害の状況に応じて速やかに、職員・消防団員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策連絡本部の設置等必要な体制をとるものとする。

第2 広域的な応援体制

1 町は、自らの消防力では対処することができない場合は、消防相互応援協定に基づき他の市町村長又は消防組合管理者に対し、応援要請を行うものとする。あわせて県消防保安課に応援要請を行った旨を連絡するものとする。

2 町は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

県は、市町村から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行う。

第3 自衛隊災害派遣要請計画

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

第3節 消火活動

第1 消火活動

1 消防機関等による消火活動

消防機関等は速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとします。

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとします。

県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りながら、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施するよう努めます。

2 被災地以外の市町村による応援

被災地以外の市町村は、被災地の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第5節 施設、設備の応急復旧活動

県及び町は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第6節 被害者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者への情報伝達活動

町は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際には高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとします。

第2 住民等への的確な情報の伝達

町は、災害発生地の住民に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとします。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとします。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じて発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとします。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとします。

第7節 二次災害の防止活動

県及び町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努めるものとします。

第3章 災害復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧業務を行い、又は支援するものとします。

第3部 原子力災害対策計画

第1章 事前対策

第1節 県外からの避難者の受け入れ体制の整備

第1 避難所の確保

県から広域避難の受け入れに使用できる避難所の確保について要請があったときは、町は、県と連携し、施設管理者への協力要請を行います。

第2節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、県と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備しておきます。

第2 相談窓口の設置

町は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとします。

第3 要配慮者等への情報伝達体制の整備

町は、原子力災害の特殊性にかんがみ、県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとします。

第4 原子力災害に関する住民等に対する知識の普及と啓発

町は、県等と協力し、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について、広報活動の実施に努めます。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、

男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとします。

- ①放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ②放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ③緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

第2章 緊急事態応急対策

第1節 住民等への的確な情報伝達活動

原子力防災上必要と認められるときは、町は、防災行政無線や町ホームページ、広報車等を総動員するとともに、自主防災組織との連携等により、住民等に対し、県に準じた情報伝達活動・広報活動を行います。

第2節 風評被害等の影響の軽減

町は、県と連携して、原子力災害による風評被害を未然に防止し、また、その影響を軽減するため、農林水産物等をはじめとする本町の地場産品等の検査を行い、地場産品等の流通促進に向けて、迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、積極的な広報活動を展開します。